

写

# 四 半 期 報 告 書

第 95 期第 2 四半期

自 平成 22 年 7 月 1 日

至 平成 22 年 9 月 30 日

株式会社 **琉球銀行**

E03602

第 95 期第 2 四半期（自平成 22 年 7 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

# 四 半 期 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に基づく四半期報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社 **琉球銀行**

# 目 次

【表紙】	1	頁
第一部 【企業情報】	2	
第1 【企業の概況】	2	
1 【主要な経営指標等の推移】	2	
2 【事業の内容】	4	
3 【関係会社の状況】	4	
4 【従業員の状況】	4	
第2 【事業の状況】	5	
1 【生産、受注及び販売の状況】	5	
2 【事業等のリスク】	5	
3 【経営上の重要な契約等】	5	
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5	
第3 【設備の状況】	20	
第4 【提出会社の状況】	21	
1 【株式等の状況】	21	
(1) 【株式の総数等】	21	
【株式の総数】	21	
【発行済株式】	21	
(2) 【新株予約権等の状況】	21	
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	21	
(4) 【ライツプランの内容】	21	
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	21	
(6) 【大株主の状況】	22	
(7) 【議決権の状況】	22	
【発行済株式】	22	
【自己株式等】	23	
2 【株価の推移】	23	
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	23	
3 【役員の状況】	23	
第5 【経理の状況】	24	
1 【中間連結財務諸表】	25	
(1) 【中間連結貸借対照表】	25	
(2) 【中間連結損益計算書】	26	
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	27	
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	29	
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	30	
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	38	
【表示方法の変更】	38	
【追加情報】	39	
【注記事項】	40	
【事業の種類別セグメント情報】	69	
【所在地別セグメント情報】	69	
【国際業務経常収益】	69	
【セグメント情報】	69	
【関連情報】	69	
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	70	
【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】	70	
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	70	
2 【その他】	72	
3 【中間財務諸表】	73	
(1) 【中間貸借対照表】	73	
(2) 【中間損益計算書】	74	
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	75	
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	77	
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	84	
【追加情報】	84	
【注記事項】	85	
4 【その他】	93	
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	94	
前期連結財務諸表に対する監査報告書	95	
当期連結財務諸表に対する監査報告書	96	
前期財務諸表に対する監査報告書	97	
当期財務諸表に対する監査報告書	98	

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月26日

【四半期会計期間】 第95期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社 琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大 城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長兼関連事業室長 宮 城 竹 寅

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号  
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 知 花 健 二

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店  
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡県福岡市中央区天神2丁目14番2号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度
		中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,944	20,585	19,814	41,850	40,671
うち連結信託報酬	百万円	0	0	0	0	0
連結経常利益	百万円	1,467	4,560	3,615	1,714	6,817
連結中間純利益	百万円	1,319	2,893	2,472	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	3,295	4,799
連結純資産額	百万円	75,541	85,492	84,133	80,380	87,820
連結総資産額	百万円	1,505,728	1,590,480	1,683,640	1,543,475	1,648,901
1株当たり純資産額	円	1,728.41	1,987.64	2,101.73	1,861.13	2,044.00
1株当たり中間純利益金額	円	33.62	73.71	62.98	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	81.65	119.97
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	29.68	65.36	58.68	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	72.08	106.39
自己資本比率	%	4.9	5.3	4.90	5.1	5.23
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.21	10.47	10.37	9.81	10.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	35,692	45,212	53,058	33,979	39,187
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△34,903	△41,908	△46,650	△35,432	△38,469
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△407	△407	△6,432	△410	△408
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	28,074	28,658	25,994	25,804	26,076
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,299 [391]	1,303 [388]	1,284 [422]	1,280 [389]	1,266 [395]
信託財産額	百万円	14	3	1	3	1

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。また、従来は決算短信と平仄をとり、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示していましたが、平成21年度から小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで表示しております。

4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

- 5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇人員数であります。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第93期中	第94期中	第95期中	第93期	第94期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	19,948	19,601	18,874	39,812	38,724
うち信託報酬	百万円	0	0	0	0	0
経常利益	百万円	1,767	3,916	2,815	1,384	5,915
中間純利益	百万円	1,406	2,760	2,437	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	3,347	4,493
資本金	百万円	54,127	54,127	54,127	54,127	54,127
発行済株式総数	千株	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 39,308	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 39,308 優先株 1,200
純資産額	百万円	73,840	83,301	81,567	78,562	85,427
総資産額	百万円	1,500,964	1,586,293	1,679,483	1,538,924	1,644,896
預金残高	百万円	1,391,292	1,468,339	1,561,924	1,420,442	1,524,160
貸出金残高	百万円	1,154,279	1,191,618	1,186,212	1,183,386	1,209,574
有価証券残高	百万円	244,816	282,410	333,753	242,526	284,550
1株当たり配当額	円	—	—	普通株 8.00	普通株 8.00 優先株 75.00	普通株 8.00 優先株 75.00
自己資本比率	%	4.9	5.3	4.85	5.1	5.19
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.07	10.29	10.13	9.66	10.49
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	1,182 [276]	1,180 [279]	1,174 [298]	1,165 [273]	1,156 [282]
信託財産額	百万円	14	3	1	3	1
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
- 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,284[422]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
2 従業員数は、嘱託及び臨時従業員665人を含んでおりません。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,174[298]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
2 従業員数は、嘱託及び臨時従業員434人を含んでおりません。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
4 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は6名であります。なお、執行役員は上記従業員数に含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

平成23年3月期第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）の国内経済は、エコカー補助金終了前の駆け込み需要や猛暑効果などから個人消費が一時的に上振れしたものの、アジア向けの輸出が鈍化したことなどから、足踏み状態となりました。

沖縄県経済は、建設が補正予算等の政策効果の剥落から引き続き弱含んでいるものの、消費がエコカー減税・補助金や家電エコポイント制度により一部で持ち直し、観光が高校総体の沖縄開催などにより持ち直していることから、下げ止まりの動きがみられました。

このような環境のもと、当行は、平成22年4月に「さらなる飛躍に向けた経営基盤の拡充」を経営目標とする中期経営計画「RISING PLAN 2010」をスタートさせ、中期経営計画初年度にあたる今年度は、年度目標として「営業・人材・機能革新のスピーディーな実践」を掲げ、チャンネルインフラの拡充、個人取引におけるライフプラン営業の展開、法人取引における営業力の強化などに取り組んだほか、中小企業者を中心とした資金繰り支援に積極的に取り組みました。また、平成22年7月には、第一種優先株式（公的優先株式）の取得および消却を実施し、公的資金の返済を完了しました。

チャンネルインフラの拡充については、平成22年7月、沖縄県内ファミリーマート、ローソンのほぼ全店へコンビニATMを設置し、沖縄県内での圧倒的なATMネットワークを構築することで、顧客利便性の格段の向上を図り、個人取引における営業基盤を拡大しました。

個人取引におけるライフプラン営業の展開については、平成22年7月、「ライフプラン・シミュレーション」の取り扱いを開始し、お客さまのライフステージにあわせ最適な金融商品・サービスを提供する提案型営業を展開する態勢を構築しました。

法人取引における営業力の強化では、TKC月次決算応援ローンなどの新商品を発売したほか、貴金属や高級ブランド品を担保とした融資により、不動産を十分に持たない中小企業の皆さまへの資金調達を支援しました。また、お客さまの経営課題解決に向けた提案力の強化を図るため、営業統括部内に設置していた金融サービス室をコンサルティング営業部として独立させることで、問題解決型金融機能の充実を図りました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の経常収益は、平成20年12月に実施した短期プライムレート引き下げの影響から貸出金利回りが低下したことで貸出金利息が減少し、また、市場金利の低下により有価証券利息配当金が減少したことなどから、前年同期を6億8百万円下回る98億82百万円となりました。

一方、経常費用は、好調な預金推移を背景に預金利息が増加したこと、国債等債券償還損が増加したことなどから、前年同期を9億45百万円上回る89億20百万円となりました。



この結果、経常利益は前年同期を15億53百万円下回る9億61百万円、四半期純利益は前年同期を11億12百万円下回る5億円となりました。

## (2) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比347億円増加の1兆6,836億円となりました。純資産は、第一種優先株式（公的優先株式）の取得および消却を実施したことなどから、前連結会計年度末比36億円減少の841億円となりました。

主要勘定としては、預金は、個人定期性預金が引き続き好調に推移したことで、前連結会計年度末比376億円増加の1兆5,573億円となりました。貸出金は、住宅ローンやアパート資金を中心に個人向け貸出が増加しましたが、法人向け貸出が例年の季節的な資金需要の変動の影響で減少したことなどから、前連結会計年度末比228億円減少の1兆1,863億円となりました。有価証券残高は、国債等の積み増しにより、前連結会計年度末比492億円増加の3,337億円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における状況は以下のとおりとなっております。

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの減少が貸出金の増加および預金の減少を上回ったことを主因に370億34百万円の収入（前第2四半期連結会計期間は119億67百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得を主因に292億39百万円の支出（前第2四半期連結会計期間は123億31百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により60億26百万円の支出（前第2四半期連結会計期間は大きな変動はなし）となりました。

以上により、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、当第1四半期連結会計期間末比17億38百万円増加の259億94百万円（前第2四半期連結会計期間末は286億58百万円）となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間における資金運用収支は69億97百万円、信託報酬は0百万円、役務取引等収支は7億73百万円、その他業務収支は△2億88百万円となっております。

部門別にみますと、国内部門の資金運用収支は69億50百万円、国際部門の資金運用収支は47百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	7,368	40	—	7,408
	当第2四半期連結会計期間	6,950	47	—	6,997
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	8,446	101	30	23 8,494
	当第2四半期連結会計期間	8,141	101	26	20 8,195
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1,078	61	30	23 1,086
	当第2四半期連結会計期間	1,191	53	26	20 1,198
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	1,126	10	219	917
	当第2四半期連結会計期間	978	10	215	773
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,964	20	458	1,526
	当第2四半期連結会計期間	1,899	19	437	1,481
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	837	9	238	608
	当第2四半期連結会計期間	920	9	222	707
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	147	70	—	218
	当第2四半期連結会計期間	△ 357	69	—	△ 288
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	147	70	—	217
	当第2四半期連結会計期間	26	69	—	95
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	383	—	—	383

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間における役務取引等収益は14億81百万円、そのうち為替業務によるもの3億38百万円、預金・貸出業務によるもの2億28百万円となっております。一方役務取引等費用は7億7百万円、そのうち為替業務によるもの74百万円となっております。その結果、役務取引等収支は7億73百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,964	20	458	1,526
	当第2四半期連結会計期間	1,899	19	437	1,481
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	227	—	—	227
	当第2四半期連結会計期間	228	—	—	228
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	343	20	0	363
	当第2四半期連結会計期間	319	19	0	338
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	97	—	—	97
	当第2四半期連結会計期間	93	—	—	93
うちクレジット カード業務	前第2四半期連結会計期間	240	—	—	240
	当第2四半期連結会計期間	220	—	—	220
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	359	0	214	145
	当第2四半期連結会計期間	355	0	204	151
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	3	—	—	3
	当第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	837	9	238	608
	当第2四半期連結会計期間	920	9	222	707
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	67	9	—	77
	当第2四半期連結会計期間	65	9	—	74

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。  
2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	1,446,717	21,622	4,390	1,463,949
	平成22年9月30日	1,543,565	18,358	4,544	1,557,379
うち流動性預金	平成21年9月30日	722,500	—	4,390	718,109
	平成22年9月30日	712,994	—	4,544	708,450
うち定期性預金	平成21年9月30日	704,645	—	—	704,645
	平成22年9月30日	811,579	—	—	811,579
うちその他	平成21年9月30日	19,571	21,622	—	41,194
	平成22年9月30日	18,991	18,358	—	37,349
譲渡性預金	平成21年9月30日	—	—	—	—
	平成22年9月30日	—	—	—	—
総合計	平成21年9月30日	1,446,717	21,622	4,390	1,463,949
	平成22年9月30日	1,543,565	18,358	4,544	1,557,379

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金

4 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1,191,271	100.00	1,186,317	100.00
製造業	72,018	6.05	66,736	5.63
農業、林業	2,611	0.22	2,291	0.19
漁業	694	0.06	639	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	2,504	0.21	2,167	0.18
建設業	75,332	6.32	67,683	5.71
電気・ガス・熱供給・水道業	8,612	0.72	9,412	0.79
情報通信業	11,873	1.00	10,497	0.89
運輸業、郵便業	28,862	2.42	21,313	1.80
卸売業、小売業	118,721	9.97	111,782	9.42
金融業、保険業	16,118	1.35	16,394	1.38
不動産業、物品賃貸業	245,239	20.59	249,570	21.04
医療・福祉	54,173	4.55	54,601	4.60
その他のサービス	94,790	7.96	93,514	7.88
地方公共団体	115,966	9.73	118,602	10.00
その他	343,744	28.85	361,103	30.44
合計	1,191,271	—	1,186,317	—

(注) 1 国内とは当行及び子会社であります。

2 海外及び特別国際金融取引勘定分については、該当ありません。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

①信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	3	100.00	1	100.00	1	100.00
合計	3	100.00	1	100.00	1	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	3	100.00	1	100.00	1	100.00
合計	3	100.00	1	100.00	1	100.00

(注) 共同信託他社管理財産はありません。

②元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
銀行勘定貸	3	1	1
資産計	3	1	1
元本	3	1	1
その他	0	0	0
負債計	3	1	1

(注) 信託財産の運用のため、再信託された信託を含みます。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	15,420	14,427	△993
うち信託報酬	0	0	0
経費(除く臨時処理分)	10,539	10,904	365
人件費	4,690	4,878	188
物件費	5,316	5,443	127
税金	532	582	50
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,881	3,523	△1,358
一般貸倒引当金繰入額	167	—	△167
業務純益	4,713	3,523	△1,190
うち債券関係損益	70	△259	△329
臨時損益	△793	△703	90
株式関係損益	△115	△44	71
不良債権処理損失	880	599	△281
貸出金償却	323	559	236
個別貸倒引当金繰入額	534	—	△534
偶発損失引当金繰入額	△22	△24	△2
債権売却損	0	2	2
その他	44	61	17
その他臨時損益	201	△59	△260
経常利益	3,916	2,815	△1,101
特別損益	701	1,471	770
固定資産処分損益	△14	△6	8
減損損失	7	6	△1
過年度資産除去債務償却等	—	133	133
償却債権取立益	723	243	△480
貸倒引当金戻入益	—	1,374	1,374
税引前中間純利益	4,617	4,286	△331
法人税、住民税及び事業税	13	13	0
法人税等調整額	1,843	1,835	△8
法人税等合計	1,857	1,849	△8
中間純利益	2,760	2,437	△323

(注) 1 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

7 当中間会計期間は個別貸倒引当金、一般貸倒引当金を合計すると取崩であったため、特別利益へ貸倒引当金戻入益として計上しております。

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.19	2.02	△0.17
(イ)貸出金利回	2.57	2.51	△0.06
(ロ)有価証券利回	0.99	0.81	△0.18
(2) 資金調達原価 ②	1.65	1.63	△0.02
(イ)預金等利回	0.26	0.27	0.01
(ロ)外部負債利回	0.25	0.24	△0.01
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.54	0.39	△0.15

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 銀行勘定による表示。なお、信託勘定の残高縮小に伴い、信託勘定を含めて計算した場合、表示する利回り等への影響はありません。

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	12.03	8.41	△3.62
業務純益ベース	11.61	8.41	△3.20
中間純利益ベース	6.80	5.82	△0.98

#### 4 預金・貸出金の状況(単体)

##### (1) 銀行勘定

##### ① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,468,339	1,561,924	93,585
預金(平残)	1,450,588	1,537,037	86,449
貸出金(未残)	1,191,618	1,186,212	△5,406
貸出金(平残)	1,142,001	1,159,360	17,359

##### ② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	999,260	1,054,415	55,155
法人	361,530	383,521	21,991
合計	1,360,790	1,437,936	77,146

##### ③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	360,376	374,166	13,790
住宅ローン残高	302,387	316,002	13,615
その他ローン残高	57,988	58,163	175

##### ④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	964,811	963,592	△1,219
総貸出金残高	②	百万円	1,191,618	1,186,212	△5,406
中小企業等貸出金比率	①/②	%	80.96	81.23	0.27
中小企業等貸出先件数	③	件	96,477	95,657	△820
総貸出先件数	④	件	96,603	95,784	△819
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.86	99.86	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。



(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
元本	金銭信託	末残	3	1	△2
		平残	3	1	△2
貸出金	金銭信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	3	1	△2
法人	—	—	—
合計	3	1	△2

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	67	649	73	581
保証	641	11,130	545	10,132
計	707	11,779	618	10,713

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	6,000	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	10,043	10,043
	利益剰余金	19,359	17,311
	自己株式(△)	98	100
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	314
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,468	1,633
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	3,096	2,636
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	81,804	80,065
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,760	1,758
	一般貸倒引当金	4,413	3,334
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	10,000	10,000
	計	16,174	15,092
うち自己資本への算入額 (B)	16,174	15,092	

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4) (C)	500	500
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	97,478	94,657
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	855,825	839,370
	オフ・バランス取引等項目	8,322	7,545
	信用リスク・アセットの額 (E)	864,147	846,916
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	66,176	65,225
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,294	5,218
	計(E)+(F) (H)	930,324	912,142
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.47	10.37
(参考)Tier1比率=A/H×100(%)		8.79	8.77

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9 月 30 日	平成22年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	6,000	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	10,000	10,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	372	453
	その他利益剰余金	18,292	15,954
	その他	—	—
	自己株式(△)	83	85
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	314
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	3,096	2,636
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	79,612	77,499
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,760	1,758
	一般貸倒引当金	4,214	2,926
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	10,000
	計	15,974	14,684
	うち自己資本への算入額 (B)	15,974	14,684
控除項目	控除項目(注4) (C)	500	500
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	95,086	91,684
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	852,179	835,263
	オフ・バランス取引等項目	9,246	7,969
	信用リスク・アセットの額 (E)	861,426	843,233
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	62,556	61,752
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,004	4,940
	計(E)+(F) (H)	923,982	904,985

項目	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)	10.29	10.13
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100 (%)	8.61	8.56

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	76	87
危険債権	79	102
要管理債権	44	16
正常債権	11,851	11,777

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
第一種優先株式	1,200,000
第三種優先株式	1,000,000
計	67,200,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,308,470	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	(注) 1
計	39,308,470	同左	—	—

(注) 1 単元株式数は100株であります。

2 平成22年7月に第一種優先株式1,200,000株について、平成22年7月14日付で当該株式の取得及び消却手続きを完了しており、当該株式の発行数はございません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月14日 (注)	△1,200	39,308	—	54,127,114	—	10,000,000

(注) 第一種優先株式1,200千株について、平成22年7月9日の取締役会により取得及び消却の決議をし、平成22年7月14日付で当該株式の取得及び消却手続きを完了いたしました。



## (6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,080	5.29
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,705	4.33
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	933	2.37
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	1.75
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	627	1.59
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	617	1.56
シービーエヌワイデイエフエイインターナ ショナルキャップバリューポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	535	1.36
第一生命保険株式会社 特別勘定年金口(常 任代理人 資産管理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	470	1.19
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	450	1.14
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	414	1.05
計	—	8,524	21.68

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 46,900	—	普通株式であります。
完全議決権株式(その他)	39,051,100	390,511	普通株式であります。
単元未満株式	210,470	—	普通株式であります。
発行済株式総数	39,308,470	—	—
総株主の議決権	—	390,511	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式62株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当 行	沖縄県那覇市久茂地 1丁目11番1号	46,900	—	46,900	0.11
計	—	46,900	—	46,900	0.11

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,060	1,103	1,062	1,025	1,058	1,056
最低(円)	994	988	979	947	970	996

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第一種優先株式

第一種優先株式は非上場であるため、該当事項はありません。なお、平成22年7月14日付で全株について当該株式の取得及び消却手続きを完了しております。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※9 29,278	※9 31,880	※9 26,725
コールローン及び買入手形	21,595	79,248	70,567
買入金銭債権	1,578	1,134	1,366
商品有価証券	2	3	6
金銭の信託	2,996	2,996	2,996
有価証券	※1, ※9, ※15 282,458	※1, ※9, ※15 333,748	※1, ※9, ※15 284,535
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 1,191,271	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 1,186,317	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 1,209,161
外国為替	※6 667	※6 853	※6 797
その他資産	※9 21,014	※9 11,045	※9 15,063
有形固定資産	※11, ※12 19,587	※11, ※12 19,219	※11, ※12, ※13 19,460
無形固定資産	1,952	1,790	1,648
繰延税金資産	15,434	12,558	14,358
支払承諾見返	※15 11,855	※15 10,789	※15 11,643
貸倒引当金	※8 △9,212	※8 △7,944	※8 △9,429
資産の部合計	1,590,480	1,683,640	1,648,901
<b>負債の部</b>			
預金	※9 1,463,949	※9 1,557,379	※9 1,519,699
借入金	※9 1,976	※9 1,758	※9 1,806
外国為替	76	89	43
社債	※14 10,000	※14 10,000	※14 10,000
信託勘定借	※16 3	※16 1	※16 1
その他負債	11,979	13,890	12,451
賞与引当金	429	528	484
退職給付引当金	1,267	1,475	1,395
役員退職慰労引当金	188	215	214
睡眠預金払戻損失引当金	62	119	54
偶発損失引当金	122	184	208
再評価に係る繰延税金負債	※11 3,077	※11 3,075	※11 3,077
支払承諾	※15 11,855	※15 10,789	※15 11,643
負債の部合計	1,504,987	1,599,507	1,561,081
<b>純資産の部</b>			
資本金	54,127	54,127	54,127
資本剰余金	10,043	10,043	10,043
利益剰余金	19,359	17,311	21,265
自己株式	△98	△100	△99
株主資本合計	83,431	81,381	85,336
その他有価証券評価差額金	△243	286	152
繰延ヘッジ損益	1	0	0
土地再評価差額金	※11 834	※11 831	※11 834
評価・換算差額等合計	592	1,117	987
少数株主持分	1,468	1,633	1,495
純資産の部合計	85,492	84,133	87,820
負債及び純資産の部合計	1,590,480	1,683,640	1,648,901

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	20,585	19,814	40,671
資金運用収益	16,664	16,300	33,019
(うち貸出金利息)	14,997	14,855	29,961
(うち有価証券利息配当金)	1,487	1,271	2,790
信託報酬	0	0	0
役務取引等収益	3,131	3,031	6,105
その他業務収益	284	257	677
その他経常収益	504	224	869
経常費用	16,025	16,198	33,853
資金調達費用	2,183	2,338	4,339
(うち預金利息)	2,045	2,206	4,067
役務取引等費用	1,222	1,315	2,431
その他業務費用	82	387	101
営業経費	10,961	11,293	21,968
その他経常費用	※1 1,573	※1 863	※1 5,012
経常利益	4,560	3,615	6,817
特別利益	733	1,099	1,256
貸倒引当金戻入益	—	851	—
償却債権取立益	733	248	1,256
特別損失	22	147	56
固定資産処分損	14	6	49
減損損失	7	6	7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	133	—
税金等調整前中間純利益	5,272	4,568	8,017
法人税、住民税及び事業税	256	253	251
法人税等調整額	1,880	1,702	2,697
法人税等合計	2,136	1,956	2,948
少数株主損益調整前中間純利益		2,612	
少数株主利益	241	139	269
中間純利益	2,893	2,472	4,799

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	54,127	54,127	54,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	54,127	54,127	54,127
資本剰余金			
前期末残高	10,043	10,043	10,043
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,043	10,043	10,043
利益剰余金			
前期末残高	16,869	21,265	16,869
当中間期変動額			
剰余金の配当	△403	△403	△403
中間純利益	2,893	2,472	4,799
土地再評価差額金の取崩	0	3	0
自己株式の消却	—	△6,025	—
当中間期変動額合計	2,490	△3,954	4,396
当中間期末残高	19,359	17,311	21,265
自己株式			
前期末残高	△96	△99	△96
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△6,026	△2
自己株式の消却	—	6,025	—
当中間期変動額合計	△1	△0	△2
当中間期末残高	△98	△100	△99
株主資本合計			
前期末残高	80,943	85,336	80,943
当中間期変動額			
剰余金の配当	△403	△403	△403
中間純利益	2,893	2,472	4,799
土地再評価差額金の取崩	0	3	0
自己株式の取得	△1	△6,026	△2
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	2,488	△3,954	4,393
当中間期末残高	83,431	81,381	85,336
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△2,651	152	△2,651
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,407	133	2,804
当中間期変動額合計	2,407	133	2,804
当中間期末残高	△243	286	152
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	24	0	24
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△23	△0	△24
当中間期変動額合計	△23	△0	△24
当中間期末残高	1	0	0

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結株 主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<b>土地再評価差額金</b>			
前期末残高	834	834	834
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△0	△3	△0
当中間期変動額合計	△0	△3	△0
当中間期末残高	834	831	834
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	△1,791	987	△1,791
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,384	129	2,779
当中間期変動額合計	2,384	129	2,779
当中間期末残高	592	1,117	987
<b>少数株主持分</b>			
前期末残高	1,228	1,495	1,228
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	240	137	267
当中間期変動額合計	240	137	267
当中間期末残高	1,468	1,633	1,495
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	80,380	87,820	80,380
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△403	△403	△403
中間純利益	2,893	2,472	4,799
土地再評価差額金の取崩	0	3	0
自己株式の取得	△1	△6,026	△2
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,624	267	3,046
当中間期変動額合計	5,112	△3,687	7,440
当中間期末残高	85,492	84,133	87,820

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	5,272	4,568	8,017
減価償却費	891	869	1,730
減損損失	7	6	7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	133	—
持分法による投資損益 (△は益)	△4	△9	△8
貸倒引当金の増減 (△)	478	△1,484	695
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2	43	51
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△3	79	124
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△74	1	△48
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△12	65	△21
偶発損失引当金の増減 (△)	△22	△24	64
資金運用収益	△16,664	△16,300	△33,019
資金調達費用	2,183	2,338	4,339
有価証券関係損益 (△)	44	303	406
為替差損益 (△は益)	261	432	120
固定資産処分損益 (△は益)	12	5	43
商品有価証券の純増 (△) 減	△1	3	△4
貸出金の純増 (△) 減	△8,037	22,843	△25,927
預金の純増減 (△)	47,393	37,679	103,143
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△380	△47	△550
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△85	△5,237	△114
コールローン等の純増 (△) 減	472	△8,438	△48,282
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	3	△56	△125
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△34	45	△67
信託勘定借の純増減 (△)	0	0	△1
資金運用による収入	16,818	16,588	33,377
資金調達による支出	△1,881	△1,675	△3,502
その他	△1,233	473	△969
小計	45,399	53,207	39,478
法人税等の支払額	△187	△148	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,212	53,058	39,187
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△91,937	△85,502	△126,452
有価証券の売却による収入	24,845	25,481	50,220
有価証券の償還による収入	25,528	14,046	38,571
有形固定資産の取得による支出	△171	△130	△482
無形固定資産の取得による支出	△174	△546	△326
有形固定資産の売却による収入	0	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,908	△46,650	△38,469
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額	△403	△403	△403
少数株主への配当金の支払額	△1	△1	△1
自己株式の取得による支出	△1	△6,026	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△407	△6,432	△408
現金及び現金同等物に係る換算差額	△41	△59	△37
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,854	△82	272
現金及び現金同等物の期首残高	25,804	26,076	25,804
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 28,658	※1 25,994	※1 26,076



【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 株式会社りゅうぎん ディーシー りゅうぎん保証株式 会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 同左  (2) 同左	(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に 記載しているため省略し ました。 (2) 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社琉球リース (3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(1) 同左  (2) 同左  (3) 同左  (4) 同左	(1) 同左  (2) 同左  (3) 同左  (4) 同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 9月末日 5社 (2) 連結される子会社は、 それぞれの間接決算日の 財務諸表により連結して おります。	(1) 同左  (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。  3月末日 5社 (2) 連結される子会社は、 それぞれの決算日の財務 諸表により連結しており ます。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 商品有価証券の評価 は、時価法(売却原価は 移動平均法により算定) により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 その他：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5～50年 その他：3～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 当行の社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却、株式交付費については3年間の均等償却をしております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 当行の社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 当行の社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却、株式交付費については3年間の均等償却をしております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,801百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,930百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,197百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (追加情報) 従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理をしておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い、当中間連結会計期間より14年から12年に変更しております。 この変更により、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ83百万円減少しております。	連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(12) 外貨建資産・負債の 換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社は外貨建資産・負債を保有していません。	(12) 外貨建資産・負債の 換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の 換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社は外貨建資産・負債を保有していません。
	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 同左	(13) リース取引の処理方法 同左
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ①金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っており	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ①金利リスク・ヘッジ 同左	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ①金利リスクヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>ますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
	<p>②為替変動リスクヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。</p>	<p>②為替変動リスクヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>②為替変動リスクヘッジ</p> <p>同左</p>
	———	<p>(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。</p>	———
	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。	——	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
——	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は10百万円減少し、税金等調整前中間純利益は143百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は178百万円であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
——	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(賃貸等不動産関係)</p> <p>当連結会計年度末から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。</p> <p>なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式143百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,085百万円、延滞債権額は14,376百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,281百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,732百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式156百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,304百万円、延滞債権額は18,506百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は980百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,070百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式148百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,097百万円、延滞債権額は17,644百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,181百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,080百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																				
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,475百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,087百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,943百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、41,879百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を21,934百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額63,813百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>24,268百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>228百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>11,092百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>125百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>	有価証券	24,268百万円	預け金	34百万円	貸出金	228百万円	その他資産	2百万円	預金	11,092百万円	借入金	125百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,861百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,646百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,993百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、31,014百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を21,170百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額52,184百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>24,280百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>203百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>11,901百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>325百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>	有価証券	24,280百万円	預け金	31百万円	貸出金	203百万円	その他資産	2百万円	預金	11,901百万円	借入金	325百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,003百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,458百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,991百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、36,765百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を21,552百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額58,318百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>24,286百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>237百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>10,738百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>75百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>	有価証券	24,286百万円	預け金	31百万円	貸出金	237百万円	その他資産	2百万円	預金	10,738百万円	借入金	75百万円
有価証券	24,268百万円																																					
預け金	34百万円																																					
貸出金	228百万円																																					
その他資産	2百万円																																					
預金	11,092百万円																																					
借入金	125百万円																																					
有価証券	24,280百万円																																					
預け金	31百万円																																					
貸出金	203百万円																																					
その他資産	2百万円																																					
預金	11,901百万円																																					
借入金	325百万円																																					
有価証券	24,286百万円																																					
預け金	31百万円																																					
貸出金	237百万円																																					
その他資産	2百万円																																					
預金	10,738百万円																																					
借入金	75百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>52,726百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は532百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、169,522百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが168,584百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>54,462百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は526百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、188,350百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが187,744百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>55,325百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は535百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、173,658百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが172,785百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,423百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,779百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 17,235百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,793百万円</p>
		<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は580百万円であります。</p> <p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託3百万円であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は300百万円であります。</p> <p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1百万円あります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は340百万円あります。</p> <p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額858百万円及び貸出金償却366百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却591百万円を含んでおります。	※1 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,610百万円、債権売却損885百万円及び株式等償却742百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	39,308	—	—	39,308	
第1種優先株式	1,200	—	—	1,200	
合計	40,508	—	—	40,508	
自己株式					
普通株式	51	1	—	53	注
合計	51	1	—	53	

注 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	314	8.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1種優先株式	90	75.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	39,308	—	—	39,308	
第1種優先株式	1,200	—	1,200	—	注2
合計	40,508	—	1,200	39,308	
自己株式					
普通株式	54	0	—	55	注1
第1種優先株式	—	1,200	1,200	—	注2
合計	54	1,200	1,200	55	

注1 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 平成22年7月の第1種優先株式1,200千株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	314	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第1種優先株式	90	75.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	314	利益剰余金	8.00	平成22年9月30日	平成22年12月9日



Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	39,308	—	—	39,308	
第1種優先株式	1,200	—	—	1,200	
合計	40,508	—	—	40,508	
自己株式					
普通株式	51	2	—	54	注
合計	51	2	—	54	

注 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	314	8.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1種優先株式	90	75.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	314	利益剰余金	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第1種 優先株式	90	利益剰余金	75.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>29,278</td></tr> <tr><td>金融有利息預け金</td><td>△52</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>△566</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>28,658</td></tr> </table>	現金預け金勘定	29,278	金融有利息預け金	△52	金融無利息預け金	△566	現金及び現金同等物	28,658	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成22年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>31,880</td></tr> <tr><td>金融有利息預け金</td><td>△5,048</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>△837</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>25,994</td></tr> </table>	現金預け金勘定	31,880	金融有利息預け金	△5,048	金融無利息預け金	△837	現金及び現金同等物	25,994	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成22年3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>26,725</td></tr> <tr><td>3ヵ月超の定期預け金</td><td>△20</td></tr> <tr><td>金融有利息預け金</td><td>△47</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>△581</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>26,076</td></tr> </table>	現金預け金勘定	26,725	3ヵ月超の定期預け金	△20	金融有利息預け金	△47	金融無利息預け金	△581	現金及び現金同等物	26,076
現金預け金勘定	29,278																											
金融有利息預け金	△52																											
金融無利息預け金	△566																											
現金及び現金同等物	28,658																											
現金預け金勘定	31,880																											
金融有利息預け金	△5,048																											
金融無利息預け金	△837																											
現金及び現金同等物	25,994																											
現金預け金勘定	26,725																											
3ヵ月超の定期預け金	△20																											
金融有利息預け金	△47																											
金融無利息預け金	△581																											
現金及び現金同等物	26,076																											

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当中間連結会計期間末において、資産に計上しているリース資産はございません。	ファイナンス・リース取引 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引  同左	ファイナンス・リース取引 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当連結会計年度末において、資産に計上しているリース資産はございません。
2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 45百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 45百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 24百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 24百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 20百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 20百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 7百万円 1年超 13百万円 合計 21百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 4百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 4百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 一百万円	2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 39百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 39百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 26百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 26百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 12百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 12百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 6百万円 1年超 7百万円 合計 13百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 4百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 3百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 一百万円	2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 45百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 45百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 28百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 28百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 16百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 16百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 7百万円 1年超 10百万円 合計 17百万円 ・リース資産減損勘定の年度末残高 一百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 9百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 8百万円 支払利息相当額 1百万円 減損損失 一百万円

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については、利 息法によっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>利息相当額の算定方法 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各連結会計年度へ の配分方法については、利息法 によっております。</li> </ul>

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	31,880	31,880	—
(2) コールローン及び買入手形	79,248	79,248	—
(3) 買入金銭債権	1,134	1,134	—
(4) 商品有価証券 売買目的有価証券	3	3	—
(5) 金銭の信託	2,996	2,996	—
(6) 有価証券 満期保有目的の債券	37,767	39,373	1,606
その他有価証券	292,409	292,409	—
(7) 貸出金 貸倒引当金(*1)	1,186,317		
貸倒引当金控除後	△7,944		
	1,178,372	1,197,994	19,621
(8) 外国為替	853	853	—
(9) その他資産(*1) (*2)	3,124	3,124	—
資産計	1,627,791	1,649,019	21,227
(1) 預金	1,557,379	1,559,102	△1,722
(2) 借入金	1,758	1,758	—
(3) 外国為替	89	89	—
(4) 社債	10,000	10,032	△32
負債計	1,569,227	1,570,981	△1,754
デリバティブ取引(*3) ヘッジ会計が適用されていないもの	9	9	—
ヘッジ会計が適用されているもの	58	58	—
デリバティブ取引計	67	67	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

(\*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、重要性が乏しいこと及びそのすべてが、残存期間1年以内の短期であることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (5) 金銭の信託

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

#### (6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,969百万円増加、「繰延税金資産」は783百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,186百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割り引くことで、価格を算出しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をTIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (9) その他資産

その他資産のうち、子会社のカード・割賦債権については、そのほとんどが少額であること及び返済見込み期間等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。また、ゴルフ会員権につきましては、中間連結決算日における自己査定結果を踏まえ、貸倒引当金を計上しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (2) 借入金

借入金については、重要性が乏しいこと及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式(*1)	3,250
② 組合出資金(*2)	321
合 計	3,571

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、当中間連結会計期間において0百万円減損処理を行っております。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## II 前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、子会社5社及び関連法人等1社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達及び貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っておりますが、デリバティブ取引は「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置付けており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取り組んでおりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当連結会計年度末現在における貸出金のうち、不動産業、物品賃貸業、卸売業、小売業、建設業に対する貸出金の構成比が比較的高く、これらの業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、商品有価証券及び有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しているほか、一部の子会社ではその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には主に、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引、債券先物オプション取引等があります。当行では、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で、「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規により、デリバティブ取引を行っております。金利リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は、貸出金、債券等、ヘッジ手段は金利スワップ等であり、ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に則り行っております。なお、一部の資産、負債について金利スワップの特例処理を行っております。為替変動リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップ及び為替スワップであります。ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に則り行っております。また、一部の子会社では、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理体制は、営業部門から独立し与信判断や銀行全体の信用リスクの管理を行う審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、与信監査部門として資産の自己査定を監査するリスク管理部の相互牽制体制から構成されております。信用リスクのうち信用集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」により特定の業種、企業、グループへの与信の集中を排除しており、その遵守状況は定期的に取り締りが確認しております。貸出金等の与信から生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付毎の倒産確率や債権毎の保全状況に応じた信用リスクを定量化することで行っており、格付毎、業種毎、地域毎の信用リスクの分布状況を把握・分析することで信用リスクを管理しております。市場取引にかかる信用リスク管理は、主に公正な第三者機関である外部格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定、遵守することでリスク管理を徹底しております。

### ② 市場リスクの管理

#### ア 金利リスクの管理

当行グループは、スプレッド収益管理手法等を用いたALMにより金利リスクを管理しております。市場リスクに関する規程により、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会において市場動向の把握・分析、資産の運用及び管理状況の把握・確認、今後の対応策等の協議を行っております。日常的には金融資産及び負債についてリスク管理部はリスク・リミットガイドラインの遵守状況を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

#### イ 為替リスクの管理

当行グループの為替リスクについては、外貨調達範囲内での運用であり、持高限度額を定め常にポジションをスクエアにし、為替相場の変動リスクを最小化することとしております。

#### ウ 価格変動リスクの管理

当行の有価証券を含む投資商品の保有については、市場運用部門である証券国際部の運用方針に基づき、市場リスク統括部門であるリスク管理部の管理の下、市場取引運用基準に従い行われております。証券国際部では、当行保証付私募債などの管理のほか、外部からの購入も行っており、事前調査や投資限度額の設定、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、総合企画部、一部の子会社で管理している株式等の多くは、発行会社との取引関係の維持・深耕や県経済発展への寄与、社会的責任・公共的使命を果たすことを目的として保有しているものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報や管理状況はリスク管理部を通じ、取締役会や常務会において定期的に報告されております。

#### エ デリバティブ取引

当行グループのデリバティブ取引のリスク管理体制につきましては、市場運用部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク管理部を設置しております。市場運用部門につきましては、取引の約定を行う市場取引部門（フロントオフィス）と、運用基準・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行う後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク管理部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本方針としており、日々の資金繰りを担う証券国際部（資金繰り管理部署）と資金繰り管理部署の手法並びに手続きなどの適切性を検証する総合企画部（流動性リスク管理部署）を明確に区分し、相互に牽制する体制としております。

管理手法としては、支払準備額や預貸率等について、それぞれリスクリミットを設定し、モニタリングを実施することで、流動性リスクの状況を管理しております。また、不測の事態に備えて、資金繰りの状況を逼迫度に応じて4段階に区分し、それぞれの局面において権限者、対応策などを定め、速やかに対処できる体制を整えております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預け金	26,725	26,725	—
(2) コールローン及び買入手形	70,567	70,567	—
(3) 買入金銭債権	1,366	1,366	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	6	6	—
(5) 金銭の信託	2,996	2,996	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	38,233	39,283	1,049
その他有価証券	242,996	242,996	—
(7) 貸出金	1,209,161		
貸倒引当金（*1）	△ 9,429		
貸倒引当金控除後	1,199,731	1,219,009	19,277
(8) 外国為替	797	797	—
(9) その他資産（*1）（*2）	2,952	2,952	—
資産計	1,586,373	1,606,701	20,327
(1) 預金	1,519,699	1,521,404	△ 1,704
(2) 借入金	1,806	1,806	—
(3) 外国為替	43	43	—
(4) 社債	10,000	10,019	△ 19
負債計	1,531,549	1,533,273	△ 1,724
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(46)	(46)	—
デリバティブ取引計	(46)	(46)	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（\*2） デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

（\*3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、重要性が乏しいこと及びそのすべてが、残存期間1年以内の短期であることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。



(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,152百万円増加、「繰延税金資産」は856百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,296百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割り引くことで、価格を算出しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をTIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) その他資産

その他資産のうち、子会社のカード・割賦債権については、そのほとんどが少額であること及び返済見込み期間等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。また、ゴルフ会員権につきましては、連結決算日における自己査定結果を踏まえ、貸倒引当金を計上しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (2) 借入金

借入金については、重要性が乏しいこと及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 其他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式(*1)	2,956
② 組合出資金(*2)	348
合計	3,304

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度において3百万円減損処理を行っております。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金(*1)	3,783	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	70,567	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	210	360	—	—	795
金銭の信託	—	—	1,116	—	1,880	—
有価証券						
満期保有目的の債券	3,741	7,364	8,087	10,529	8,511	—
うち国債	633	3,268	—	1,186	2,991	—
地方債	3,107	3,996	3,080	1,819	—	—
社債	—	99	5,007	7,522	5,519	—
その他有価証券のうち満期があるもの	21,621	84,578	62,927	21,149	37,386	6,394
うち国債	12,517	54,512	46,380	20,651	34,307	4,078
地方債	—	—	2,525	—	2,084	—
社債	6,594	20,588	11,988	—	993	—
その他	2,509	9,477	2,033	497	—	2,315
貸出金(*2)	277,202	196,396	143,295	106,299	124,171	255,157
合計	376,917	288,549	215,786	137,977	171,948	262,347

(\*1) 預け金のうち、満期のないもの3,716百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,754百万円、期間の定めのないもの87,883百万円は含めておりません。

## (注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(*)	1,315,021	187,282	17,395	—	—	—
借入金	1,174	496	134	—	—	—
社債	—	—	—	10,000	—	—
合計	1,316,196	187,779	17,530	10,000	—	—

(\* ) 預金のうち、要求払預金747,864百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	8,081	8,339	257
地方債	12,465	12,553	88
社債	18,152	18,838	685
合計	38,699	39,731	1,031

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	9,082	7,800	△ 1,282
債券	211,589	214,387	2,798
国債	159,083	161,088	2,004
地方債	4,500	4,576	76
社債	48,006	48,722	716
その他	21,137	19,208	△ 1,929
合計	241,809	241,396	△ 413

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は株式237百万円であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格と理論価格の乖離が拡大し市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,223百万円増加、「繰延税金資産」は884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,339百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割引くことで、価格を算出しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,841
事業債	580

## Ⅱ 当中間連結会計期間末

### 1 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	8,079	8,440	361
	地方債	9,377	9,537	159
	社債	18,145	19,238	1,093
	小計	35,601	37,216	1,614
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	2,165	2,157	△8
	社債	—	—	—
	小計	2,165	2,157	△8
合計		37,767	39,373	1,606

### 2 その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	452	237	214
	債券	267,741	263,788	3,952
	国債	182,039	179,160	2,878
	地方債	5,455	5,279	176
	社債	80,246	79,348	897
	その他	5,330	5,204	126
	小計	273,524	269,230	4,293
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,692	8,192	△2,499
	債券	2,149	2,151	△1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,149	2,151	△1
	その他	12,176	13,497	△1,320
	小計	20,019	23,840	△3,821
合計		293,543	293,071	471

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は株式44百万円であります。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—

#### 2 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	8,080	8,313	233
	地方債	8,984	9,132	148
	社債	18,149	18,841	692
	小計	35,213	36,288	1,074
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	3,020	2,995	△25
	社債	—	—	—
	小計	3,020	2,995	△25
合計		38,233	39,283	1,049

#### 3 その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,448	1,139	309
	債券	202,276	199,367	2,909
	国債	160,636	158,486	2,150
	地方債	4,609	4,500	109
	社債	37,030	36,381	649
	その他	3,822	3,690	131
	小計	207,547	204,197	3,350
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,856	7,335	△1,478
	債券	14,946	14,978	△32
	国債	11,812	11,833	△20
	地方債	—	—	—
	社債	3,133	3,145	△11
	その他	16,012	17,609	△1,596
	小計	36,815	39,923	△3,107
合計		244,363	244,120	242

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）  
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	218	18	116
債券	44,505	401	15
国債	36,652	246	15
地方債	—	—	—
社債	7,853	154	—
その他	1,234	123	2
合計	45,959	543	134

6 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は株式738百万円であります。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—	—	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。



(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△413
その他有価証券	△ 413
(+)繰延税金資産	168
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△ 244
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△ 243

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	471
その他有価証券	471
(△)繰延税金負債	186
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	285
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	286

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	242
その他有価証券	242
(△)繰延税金負債	90
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	152
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	152

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引を除き、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	76	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

#### (2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	665	—	16	16
	買建	372	—	△6	△6
	合計	—	—	9	9

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

#### (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

#### (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

#### (5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

#### (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

### (2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の預金	6,280	—	△58
合計			—	—	△58

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

##### (1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

##### (2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	83	—	0	0
	買建	9	—	0	0
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

##### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

##### (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

##### (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

##### (5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

##### (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	預金	334	—	(注3)
合計			—————	—————	

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定  
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は(金融商品関係)の当該預金の時価に含めて記載しております。

### (2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の預金	11,676	—	46
合計			—————	—————	46

- (注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)  
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)  
該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)  
該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	178百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22百万円
その他増減額(△は減少)	1百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>202百万円</u>

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	14,855	1,271	3,686	19,814

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。



### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,987.64	2,101.73	2,044.00
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	73.71	62.98	119.97
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	65.36	58.68	106.39

(注) 1 当中間連結会計期間にかかる「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」について、潜在株式(第1種優先株式)は当中間連結会計期間中にすべて取得・消却したため、普通株式への転換による希薄化は発生していませんが、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)に基づき、期首に潜在株式がすべて普通株式に転換されたものと仮定した金額を記載しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成21年9月30日	当中間連結会計期間末 平成22年9月30日	前連結会計年度末 平成22年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	85,492	84,133	87,820
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	7,468	1,633	7,585
(うち優先株式)	百万円	6,000	—	6,000
(うち優先株式配当金)	百万円	—	—	90
(うち少数株主持分)	百万円	1,468	1,633	1,495
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	78,024	82,499	80,234
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	39,254	39,253	39,253

3 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額				
中間(当期)純利益	百万円	2,893	2,472	4,799
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	90
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	—	—	90
普通株式に係る中間(当期)純 利益	百万円	2,893	2,472	4,709
普通株式の(中間)期中平均株 式数	千株	39,255	39,253	39,254
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	0	0	0
うち優先株式業務委託 手数料	百万円	0	0	0
普通株式増加数	千株	5,016	2,878	5,016
うち優先株式の普通株式 への転換	千株	5,016	2,878	5,016

(重要な後発事象)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)  
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)  
該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)  
該当ありません。

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	10,490	9,882
資金運用収益	8,494	8,195
(うち貸出金利息)	7,683	7,489
(うち有価証券利息配当金)	747	614
信託報酬	0	0
役務取引等収益	1,526	1,481
その他業務収益	217	95
その他経常収益	251	109
経常費用	7,975	8,920
資金調達費用	1,086	1,198
(うち預金利息)	1,017	1,131
役務取引等費用	608	707
その他業務費用	0	383
営業経費	5,390	5,605
その他経常費用	890	1,026
経常利益	2,514	961
特別利益	543	176
償却債権取立益	543	176
特別損失	16	11
固定資産処分損	8	5
減損損失	7	6
税金等調整前四半期純利益	3,042	1,126
法人税、住民税及び事業税	102	117
法人税等調整額	1,115	427
法人税等合計	1,218	545
少数株主損益調整前四半期純利益		581
少数株主利益	210	80
四半期純利益	1,613	500

3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※9 29,247	※9 31,835	※9 26,690
コールローン	21,595	79,248	70,567
買入金銭債権	1,578	1,134	1,366
商品有価証券	2	3	6
金銭の信託	2,996	2,996	2,996
有価証券	※1, ※9, ※14 282,410	※1, ※9, ※14 333,753	※1, ※9, ※14 284,550
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,191,618	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,186,212	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,209,574
外国為替	※6 667	※6 853	※6 797
その他資産	※9 15,021	※9 5,374	※9 9,236
有形固定資産	※11, ※12 19,549	※11, ※12 19,183	※11, ※12 19,425
無形固定資産	1,949	1,787	1,646
繰延税金資産	14,370	11,441	13,374
支払承諾見返	※14 11,779	※14 10,713	※14 11,562
貸倒引当金	※8 △6,494	※8 △5,054	※8 △6,896
資産の部合計	1,586,293	1,679,483	1,644,896
<b>負債の部</b>			
預金	※9 1,468,339	※9 1,561,924	※9 1,524,160
借入金	561	603	671
外国為替	76	89	43
社債	※13 10,000	※13 10,000	※13 10,000
信託勘定借	※15 3	※15 1	※15 1
その他負債	7,178	9,081	7,690
未払法人税等	78	111	76
資産除去債務		202	
その他の負債	7,100	8,767	7,614
賞与引当金	398	498	453
退職給付引当金	1,203	1,408	1,330
役員退職慰労引当金	188	215	214
睡眠預金払戻損失引当金	62	119	54
偶発損失引当金	122	184	208
再評価に係る繰延税金負債	※11 3,077	※11 3,075	※11 3,077
支払承諾	※14 11,779	※14 10,713	※14 11,562
負債の部合計	1,502,992	1,597,915	1,559,468
<b>純資産の部</b>			
資本金	54,127	54,127	54,127
資本剰余金	10,000	10,000	10,000
資本準備金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	18,664	16,407	20,397
利益準備金	372	453	372
その他利益剰余金	18,292	15,954	20,024
優先株式消却積立金	9,464	—	9,464
繰越利益剰余金	8,827	15,954	10,560
自己株式	△83	△85	△84
株主資本合計	82,708	80,449	84,439
その他有価証券評価差額金	△242	286	152
繰延ヘッジ損益	1	0	0
土地再評価差額金	※11 834	※11 831	※11 834
評価・換算差額等合計	593	1,117	987
純資産の部合計	83,301	81,567	85,427
負債及び純資産の部合計	1,586,293	1,679,483	1,644,896

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	19,601	18,874	38,724
資金運用収益	16,409	16,065	32,504
(うち貸出金利息)	14,748	14,625	29,454
(うち有価証券利息配当金)	1,481	1,268	2,784
信託報酬	0	0	0
役務取引等収益	2,472	2,402	4,814
その他業務収益	284	257	677
その他経常収益	435	148	728
経常費用	15,685	16,059	32,809
資金調達費用	2,169	2,327	4,311
(うち預金利息)	2,048	2,206	4,071
役務取引等費用	1,497	1,586	2,992
その他業務費用	82	387	101
営業経費	※1 10,565	※1 10,930	21,175
その他経常費用	※2 1,370	※2 827	※2 4,228
経常利益	3,916	2,815	5,915
特別利益	723	※3 1,618	1,241
特別損失	22	146	54
税引前中間純利益	4,617	4,286	7,102
法人税、住民税及び事業税	13	13	27
法人税等調整額	1,843	1,835	2,581
法人税等合計	1,857	1,849	2,608
中間純利益	2,760	2,437	4,493

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	54,127	54,127	54,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	54,127	54,127	54,127
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	291	372	291
当中間期変動額			
剰余金の配当	80	80	80
当中間期変動額合計	80	80	80
当中間期末残高	372	453	372
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>優先株式消却積立金</b>			
前期末残高	9,464	9,464	9,464
当中間期変動額			
優先株式消却積立金の取崩	—	△9,464	—
当中間期変動額合計	—	△9,464	—
当中間期末残高	9,464	—	9,464
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	6,551	10,560	6,551
当中間期変動額			
剰余金の配当	△484	△484	△484
中間純利益	2,760	2,437	4,493
優先株式消却積立金の取崩	—	9,464	—
自己株式の消却	—	△6,025	—
土地再評価差額金の取崩	0	3	0
当中間期変動額合計	2,276	5,394	4,008
当中間期末残高	8,827	15,954	10,560
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	16,307	20,397	16,307
当中間期変動額			
剰余金の配当	△404	△404	△404
中間純利益	2,760	2,437	4,493
優先株式消却積立金の取崩	—	—	—
自己株式の消却	—	△6,025	—
土地再評価差額金の取崩	0	3	0
当中間期変動額合計	2,357	△3,989	4,089
当中間期末残高	18,664	16,407	20,397

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△81	△84	△81
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△6,026	△2
自己株式の消却	—	6,025	—
当中間期変動額合計	△1	△0	△2
当中間期末残高	△83	△85	△84
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	80,352	84,439	80,352
当中間期変動額			
剰余金の配当	△404	△404	△404
中間純利益	2,760	2,437	4,493
自己株式の取得	△1	△6,026	△2
自己株式の消却	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	0	3	0
当中間期変動額合計	2,355	△3,990	4,086
当中間期末残高	82,708	80,449	84,439
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	△2,649	152	△2,649
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,407	133	2,802
当中間期変動額合計	2,407	133	2,802
当中間期末残高	△242	286	152
<b>繰延ヘッジ損益</b>			
前期末残高	24	0	24
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△23	△0	△24
当中間期変動額合計	△23	△0	△24
当中間期末残高	1	0	0
<b>土地再評価差額金</b>			
前期末残高	834	834	834
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△3	△0
当中間期変動額合計	△0	△3	△0
当中間期末残高	834	831	834
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	△1,790	987	△1,790
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,383	129	2,778
当中間期変動額合計	2,383	129	2,778
当中間期末残高	593	1,117	987
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	78,562	85,427	78,562
当中間期変動額			
剰余金の配当	△404	△404	△404
中間純利益	2,760	2,437	4,493
自己株式の取得	△1	△6,026	△2
土地再評価差額金の取崩	0	3	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,383	129	2,778
当中間期変動額合計	4,739	△3,860	6,864
当中間期末残高	83,301	81,567	85,427

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：5年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左



	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却、株式交付費については3年間の均等償却をしております。	社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。	社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却、株式交付費については3年間の均等償却をしております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,801百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,930百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,197百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理をしておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い、当中間会計期間より14年から12年に変更しております。</p> <p>この変更により、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ83百万円減少しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左	(6) 偶発損失引当金 同左
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(1)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	(1)金利リスク・ヘッジ 同左	(1)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
—————  —————	—————  (資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は10百万円減少し、税引前中間純利益は143百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は178百万円であります。	(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年 3月10日)を適用しております。 これによる当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格と理論価格の乖離が拡大し市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,223百万円増加、「繰延税金資産」は884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,339百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りをを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割引くことで、価格を算出しております。	—————	—————

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 394百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,747百万円、延滞債権額は13,805百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,227百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,184百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,964百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 394百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は935百万円、延滞債権額は17,988百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は928百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は739百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,592百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 394百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,016百万円、延滞債権額は17,520百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,140百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は655百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,332百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>



前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,087百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,943百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は41,879百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を21,934百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額63,813百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 24,268百万円 預け金 34百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,092百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,726百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は531百万円であります。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,646百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,993百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は31,014百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を21,170百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額52,184百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 24,280百万円 預け金 31百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,901百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,462百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は526百万円であります。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,458百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,991百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は36,765百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を21,552百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額58,318百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 24,286百万円 預け金 31百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 10,738百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券55,325百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は535百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、152,864百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが151,927百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、173,682百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが173,076百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、157,055百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが156,182百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,423百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,704百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 17,175百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,734百万円</p>
<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>
<p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は580百万円であります。</p>	<p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は300百万円であります。</p>	<p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は340百万円であります。</p>
<p>※15 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託3百万円であります。</p>	<p>※15 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1百万円であります。</p>	<p>※15 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1百万円であります。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 458百万円 無形固定資産 429百万円 ※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額702百万円、貸出金償却323百万円及び株式等償却240百万円を含んでおります。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 417百万円 無形固定資産 446百万円 ※2 「その他経常費用」には、貸出金償却559百万円を含んでおります。 ※3 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益1,374百万円を含んでおります。	※2 「その他経常費用」には、貸出金償却1,479百万円、貸倒引当金繰入額1,172百万円及び株式等償却742百万円を含んでおります。

## (中間株主資本等変動計算書関係)

## I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	43	1	—	45	(注)
合計	43	1	—	45	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

## II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	46	0	—	46	(注) 1
第1種優先株式	—	1,200	1,200	—	(注) 2
合計	46	1,200	1,200	46	

(注) 1 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 平成22年7月の第1種優先株式1,200千株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

## III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	43	2	—	46	(注)
合計	43	2	—	46	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当中間会計期間末において、資産に計上しているリース資産はございません。	ファイナンス・リース取引 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左	ファイナンス・リース取引 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末において、資産に計上しているリース資産はございません。
2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 8百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 8百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 3百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 3百万円	2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 10百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 10百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 0百万円	2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 9百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 9百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 期末残高相当額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 1百万円

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 2百万円</li> <li>1年超 0百万円</li> <li>合計 3百万円</li> </ul> </li> <li>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 1百万円</li> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 1百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 1百万円</li> <li>減価償却費相当額 1百万円</li> <li>支払利息相当額 0百万円</li> <li>減損損失 1百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 0百万円</li> <li>1年超 1百万円</li> <li>合計 0百万円</li> </ul> </li> <li>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 1百万円</li> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 1百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 1百万円</li> <li>減価償却費相当額 1百万円</li> <li>支払利息相当額 0百万円</li> <li>減損損失 1百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>・利息相当額の算定方法 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 2百万円</li> <li>1年超 1百万円</li> <li>合計 2百万円</li> </ul> </li> <li>・リース資産減損勘定の期末残高 1百万円</li> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 2百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 1百万円</li> <li>減価償却費相当額 2百万円</li> <li>支払利息相当額 0百万円</li> <li>減損損失 1百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 同左</li> <li>・利息相当額の算定方法 同左</li> </ul>

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式  
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	394
関連会社株式	0
合計	394

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式  
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	394
関連会社株式	0
合計	394

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務総額の増減

前事業年度末残高 (注)	178 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22 百万円
その他増減額 (△は減少)	1 百万円
当中間会計期間末残高	<u>202 百万円</u>

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

#### 4 【その他】

##### (1) 中間配当

平成22年11月10日開催の取締役会において、第95期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 314百万円  
1株当たりの中間配当金 8円00銭

##### (2) 信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	3	100.00	1	100.00	1	100.00
合計	3	100.00	1	100.00	1	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	3	100.00	1	100.00	1	100.00
合計	3	100.00	1	100.00	1	100.00



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	竹		栄	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第94期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	竹	栄		Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第95期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。